

# 取引条件

豊田市公設地方卸売市場  
豊一豊田青果株式会社

区分	内容
営業日・営業時間	営業日：市場会場日とする 営業時間：5時～16時（野菜部、果実部）
取扱品目	野菜、果実及びこれらの加工品
生鮮食品等の引渡方法	（受託販売） 委託者→卸売業者→買受人 市場内の卸売場で引渡を行う。直送の場合は個別に協議の上決定 （買付販売） 個別に協議の上決定
委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額	（受託販売） 委託手数料 100分の8.5以内 保管料、運送料、通信費、売買仕切金送料、調整費、その他会社が立て替えた費用は委託者が負担 （買付販売） 個別に協議の上決定
生鮮食品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法	（受託販売） 豊田市公設地方卸売市場条例に基づき行うこととします。 委託者との特約がある場合はそれに準じます。 （買付販売） 個別に協議の上決定
売買取引に関して出荷者又は買参人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む）	◇出荷奨励金（当該市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため出荷者に対して交付する奨励金） 取扱品目、及び取扱金額により交付基準を設定する。 交付基準の上限は販売金額の17/1,000とする。 ◇完納奨励金（卸売代金の期限内の完納を奨励する為、仲卸業者等に対して交付する奨励金） 担保、保証の有無及び決済条件により交付基準を設定する。 交付基準の上限は販売金額の10/1,000とする。

当社との取引開始の際は必ず下記連絡先までお問い合わせください。

TEL 0565-31-3232